平成21年(行ウ)第45号　損害賠償請求事件(住民訴訟)
原告　小林洋一他１名
被告　和泉市長

原告　第3準備書面

平成21年10月19日

大阪地方裁判所第2民事部(丙係)　御中

原告　小林洋一
原告　小林昌子

原告らは以下のとおり弁論を準備する。

第1　本件助成金の違法性

本件若樫町内会への「町会館狭隘による備品等収納庫増築」を事業目的として、町会館等の整備費助成に関する要綱(甲7)によってなされた助成金の支出は以下の理由により、違法である。

本件助成金の申請は、町会館の備品等を収納する倉庫の増築として、申請されたものであり、ダンジリを収納する倉庫の増築として申請されたものではない。その理由は、

①事業目的に町会館狭隘による備品等収納庫増築とあり、ダンジリは町会館狭隘による備品等には該当しない。

②平成20年12月定例会において、ダンジリ倉庫ではないかとの質問に対し、「申請当時の内容から集会施設の付帯施設として、備品等の収納庫として助成した」と答弁し(甲第15号証 P96)、更にダンジリ小屋を建設する意図で申請したときは認めるのかとの質問に対し、「倉庫と称してダンジリ小屋を認めるか

については、基本的に倉庫であれば認めるが、他の用途が目的なら認めない」と答弁し（甲第15号証 P98）、更に倉庫は要綱に定める町会が町民の集会及び会議に使用する建物では無いのではとの質問に対し、「町会館と一体となった備品を入れる倉庫は助成の対象だが、別棟で違うところにあるときは対象外となる」（甲第15号証 P99）と答弁しており、ダンジリ収納庫ではなく町会附属の単なる備品倉庫として申請を受理したことは明らかである。

③当時の町会長が新聞社の取材に対し、会館の備品や防災用具を入れるために建てた（甲第8号証）と答え、ダンジリ倉庫として申請したとは発言していない。

④申請にあたって添付された図面（甲第13号証）の正面シャッターの高さからはダンジリを収納することは不可能である。

しかしながら完成した倉庫は、申請図面と異なり背の高いシャッターが設置され、当初よりダンジリが収納されていた。（甲第8号証、同12号証）

当時の会長は当初は備品倉庫として申請したが、その後市に無断で用途を変えたと発言しているが（甲第8号証）、平成16年10月26日に本件建造物完成、平成16年11月15日に本件助成申請からして本件申請時には既に倉庫はダンジリ倉庫として完成しており、会長の申請後用途を変えたとの発言は虚偽の発言である。

又、若樫町内会は建設にあたって、総会でダンジリ倉庫の建設のために特別会計から支出する議案を提出しており（甲17号証）、当初よりダンジリ倉庫の建設を企図していたことは明らかで、被告の背の低いいわゆる備品倉庫とシャッターの背の高いダンジリ倉庫の両方を検討していたとの主張（被告準備書面3の P2）は到底信用できない。

又誤って背の低い図面を提出したとの主張も同様である。

以上から本件助成金の申請は、当初よりダンジリ倉庫を建設する意図を有しながら、ダンジリ倉庫として申請すれば助成を受けることが困難なため、会館の備品倉庫の建設と称して申請した偽装申請であり、極めて悪質と言える。

第2 損害賠償請求権について

町会館等の整備費助成に関する要綱（甲7）第10条に「市長は、町会が偽りその他不正な方法で申請し、又は助成金を目的外に使用したと認めたときは、助成金の交付決定の一部又は全部を取り消し、若しくは交付した助成金の返還を命じることがある」とある。

又補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律は、その1条に規定するとおり補助金等の交付の不正な申請を防止することを一目的とする法律であり、29条1項、2項では、「不正な手段」によったり、「情を知って」の交付を禁じる規定を置いている。

本件不正申請は上記法律にいう「不正な手段」に相当し、公益性に反するとともに地方自治法第232条の2に反し違法であり、又公序良俗に反する行為と言わざるをえない。

公序良俗に反する行為について定めた民法90条により、助成金の取り消し如何に関わらず本件助成金決定は私法上無効であり、従って若樫町内会の本件助成金の受領は法律の原因無く利得した不当利得にあたり、それにより市に損害を与えたものである。若樫町内会は民法第703条により市に及ぼした損失を返還する義務を負う。

尚要綱に反することと違法性については、本件要綱は、市において補助金に関する条例や規則が存在しない状況で、国の補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に準拠して制定されたものである。

市は本件要綱を制定することによって、地方公共団体としての一定の施策を実施することを企図したものであるから、行政内部の規範にすぎないものとはいえ、少なくとも上記法律の趣旨に反する要綱違反は許されないと解すべきである。

（ 平成18年3月31日 大阪高裁 判決　平17（行コ）22号・平17（行コ）23号）

第3　仮に元町会長の会館附属品の倉庫として申請したが、その後用途を変えたとの発言が事実であったとすると、その行為はまさしく目的外使用に該当する。助成金（補助金）の目的外使用は、町会館等の整備費助成に関する要綱（甲7）第10条に「市長は、町会が偽りその他不正な方法で申請し、又は助成金を目的外に使用したと認めたときは、助成金の交付決定の一部又は全部を取り消し、若しくは交付した助成金の返還を命じることがある」とある。

ここでの「若しくは」の意味は前後の事柄のうちどちらか一方が選ばれる関係であることを表し、法令用語では、「または」に対してより小さい段階の接続に使う。例えば「三年以下の懲役または五百円以上の罰金若しくは科料に処す」等である。（大辞林から）

即ち「町会が偽りその他不正な方法で申請し、又は助成金を目的外に使用したと認めたときは」助成金の交付決定の一部を取り消すか又は全部を取り消すか又は助成金の返還を命ずる事が出来るとの意味であり、助成金の返還はその取り消しを前提としていない。即ち交付決定の取り消しを行わなくても返還を命じることが出来る。本件について市は決定の取り消しをしていないが、この条文から助成金の返還を命ずることが出来る。

即ち元町会長の会館附属品の倉庫として申請したがその後用途を変えたとしても、助成金の目的外使用に故意・過失があり市は若樫町内会に損害賠償を求めることが出来る。

又このような目的外使用は、補助金の公正・透明・平等の理念に抵触し、目的外使用の結果それに一定の公益性が認められたとしても、かかる手段で達成された公益は考慮されるべきではなく、地方自治法232条の2に違反することも明らかである。

第4　続いて、仮にダンジリ倉庫として申請し、受理されたと解したときについて、再度陳述する。

町会館等の整備費助成に関する要綱（甲7）第2条に助成対象事業として「町会が町民の集会及び会議室に使用する建物」と定めている。いわゆる町会館の建設に対し助成することを定めたものである。補助金（助成金）は市民の税金を原資としていることから、透明性、公正性、公平性が特に必要とされそのため要綱に助成金の対象について限定して定めている。これは補助金の対象の範囲・限度額や、その交付手続きを明確にし、地方公共団体の財政の健全性を維持しようとしたもので、町内会に対し町会館等の整備以外で補助金を交付することを禁止したものと解される。そうすると、地方公共団体は、上記要綱に違反して補助金を交付することは許されないというべきである。ダンジリ倉庫の建設に助成することは前記要綱に反することは明らかであり、そのような支出は到底許されない。（本

件監査結果も同様の見解を示している)

要綱に反することが直ちに交付決定を無効とするものとは言えないとしても、このような助成金の決定は市の判断に裁量権の範囲の著しい逸脱又は濫用があり,本件助成金決定を無効としなければ地方自治法 2 条 14 項, 地方財政法 4 条 1 項の趣旨を没却する結果となる特段の事情が認められる場合には, 本件助成金決定は私法上無効になると解せられる。本件はまさしくそれに該当し、助成金決定は無効と解すべきである。

本件助成金決定が私法上無効であれば、若樫町内会の本件助成金の受領は法律の原因無く利得した不当利得にあたり、それにより市に損害を与えたものである。若樫町内会は民法第７０３条により市に及ぼした損失を返還する義務を負う。

以上